

第2節 自動車交通対策

1 現況

自動車の燃料にはガソリンや軽油等が使用されており、排出ガス中には、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、硫黄酸化物、粒子状物質、窒素酸化物、ベンゼン等の有害物質が含まれています。

近年、次世代自動車などの普及にともない、大気の状況は改善傾向にあります。

本市では、2カ所の自動車排ガス測定局で自動車排出ガスによる大気汚染の状況を常時監視している他、3地点でベンゼン等の揮発性物質のモニタリングを実施しています。

一酸化炭素は環境基準を達成しており、ここ10年で見ると緩やかな減少傾向にあります。

二酸化窒素もこれまで環境基準を達成しており、減少傾向です。

浮遊粒子状物質も年々減少傾向にあり、環境基準を達成しています。また、浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の間で、測定値の差がほとんど見られなくなっています、自動車の排気ガスによる影響は小さくなっていると思われます。

平成21年度(2009年度)までは、沿道の調査地点でベンゼン濃度が環境基準値を超える状況が続いていましたが、平成22年度(2010年度)以降は全ての調査地点で環境基準を達成しています。一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の測定結果の詳細については、第1章「大気汚染状況の調査」を参照ください。

2 主な取組

令和4年度(2022年度)に本市が実施した主な取組みは、本市の公用車における電気自動車等の率先導入及び市民や事業者へ購入補助の実施等による電気自動車等の普及促進です。

(1) 公用車への低公害車等の率先導入

環境負荷の低減や地球温暖化の防止に加え、災害時の電力の確保を目的として、令和4年(2022年)9月に「熊本市の公用車における電気自動車等の導入方針」を策定し、公用車の新規導入又は更新に当たっては、原則電気自動車等を調達することとしました。なお、業務目的に合致する電気自動車等が無い場合は、ハイブリッド自動車等を含む次世代自動車など温室効果ガスの排出がより少ない自動車を調達します。(表3-2-1)

表3-2-1 令和4年度(2022年度)末の低公害車等の導入状況

種類	台数	内訳
電気自動車(EV)	11台	普通乗用車11台
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	1台	普通乗用車1台
計	12台	



図3-2-1 公用車として使用している電気自動車

(2) 市民・事業者への電気自動車等の普及促進

電気自動車等の普及促進や温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成 30 年度から「熊本市省エネルギー機器等導入推進事業」を開始し、市民や事業者に対し、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の導入補助を行っています。(表 3-2-2、表 3-2-3) また、地元産学官で連携し、開発した EV バス(1 台)を熊本城周遊バス「しろめぐりん」として運行しています。

表 3-2-2 令和 4 年度(2022 年度)の電気自動車等に対する補助実績

種類	補助台数	制度の概要
電気自動車(EV)	42 台	補助額 1 台につき 10 万円
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	58 台	
燃料電池自動車(FCV)	0 台	
計	100 台	

表 3-2-3 電気自動車等に対するこれまでの補助実績(平成 30 年度(2018 年度)～令和 4 年度(2022 年度))

種類	補助台数	制度の概要
電気自動車(EV)	321 台	補助額 1 台につき 10 万円
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	154 台	
燃料電池自動車(FCV)	0 台	
計	475 台	



図 3-2-2 熊本城周遊バス「しろめぐりん」